

各位

全3ページ
登録速報(2025-029)
2024年12月25日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2024年12月25日

記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第18825号

名称：クミアイベルコート水和剤

2 変更の内容

農薬登録申請書第7項について次のとおり変更し、変更後のとおりとする。

- 作物名「りんご」について次のとおり変更する。
 - ◇ 適用病害虫名「輪紋病」、「褐斑病」、「すす点病」、「すす斑病」及び「黒点病」の希釈倍数を「1000倍」から「1000～1500倍」に変更する。
 - ◇ 適用病害虫名「うどんこ病」及び「黄腐病」を追加する。
- 作物名「みかん」の適用病害虫名「そうか病」の希釈倍数「1000倍」を「1000～2000倍」に変更する。
- 作物名「みかん」に適用病害虫名「貯蔵病害（緑かび病）」を追加する。
- 作物名「かんきつ（みかんを除く）」に適用病害虫名「そうか病」及び「貯蔵病害（緑かび病）」を追加する。
- 作物名「びわ」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

変更後（変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミノカジンを含む農薬の総使用回数
<u>りんご</u>	黒星病 斑点落葉病	1000～ 2000倍	200～ 700L/10a	収穫前日 まで	6回以内 （但し、開花期以降散布は 3回以内）	散布	8回以内 （液剤及び水和剤は 合計6回以内 （開花期以降は 3回以内）、 塗布剤は2回以内）
	<u>輪紋病</u> <u>褐斑病</u> <u>すす点病</u> <u>すす斑病</u> <u>黒点病</u>	<u>1000～</u> <u>1500倍</u>					
	<u>うどんこ病</u> <u>黄腐病</u>	1000倍					
<u>みかん</u>	灰色かび病 <u>そうか病</u>	<u>1000～</u> <u>2000倍</u>			3回以内		3回以内
<u>かんきつ</u> <u>（みかんを</u> <u>除く）</u>	<u>貯蔵病害（緑かび病）</u>	2000倍			2回以内		2回以内
<u>びわ</u>	灰斑病 灰色かび病	1000倍 10倍	4L/10a	収穫7日 前まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内

3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

- 農薬登録申請書第8項に(12)として以下の注意事項を追加し、以降番号を順次繰り下げ別紙1のとおりとする。

追加する注意事項

(12) 無人航空機による散布を行う場合には、次の注意事項を遵守すること。

- ① 散布機種 of 散布基準に従って行うこと。
- ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中に薬液の漏洩がないよう、事前に機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 散布薬剤の飛散によって他の動植物等に影響を与えないよう、散布区域の選定に注意するとともに、散布区域内の諸物件に十分留意すること。

- 農薬登録申請書第10項について次のとおり変更し、変更後のとおりとする。

◇ (2)として次の注意事項を追加し、以降番号を順次繰り下げる。

追加する注意事項

(2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

変更後

- (1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

- (1) 本剤はイミノクタジンを含む農薬であるので、他のイミノクタジンを含む農薬の使用回数と合わせ、作物ごとの総使用回数の範囲内で使用すること。
- (2) りんごに使用する場合、芽出し2週間過ぎから落花後25日ごろまではさび果を生じるおそれがあるので、この時期の散布はさけること。
- (3) なしに使用する場合、西洋なし品種ル レクチエではさび果を生じるので使用しないこと。
- (4) ももに使用する場合、缶桃14号等の缶詰用品種では葉に薬斑を生じるので使用しないこと。
- (5) 本剤をおうとうに使用する場合は、着色始期から中期の散布では薬害（着色障害）が生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (6) かきに使用する場合、西村早生では葉に薬斑を生じるので使用しないこと。
- (7) メロンに使用する場合、交配2~3日前から交配2週間後までの幼果の時期には、薬害を生じるおそれがあるので、この時期の散布はさけること。また、若葉への散布や高温時の散布では、薬害を生じることがあるので注意すること。
- (8) キャベツに使用する場合、浸透性を高める効果のある一部の展着剤を混用すると薬害を生じる場合があるので、展着剤混用に当たっては事前にその適否を確認すること。
- (9) ばらに対して薬害を生じるので、かからないように注意して散布すること。
- (10) 蚕に対して毒性があるので、桑にかからないように注意して散布すること。
- (11) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (12) 無人航空機による散布を行う場合には、次の注意事項を遵守すること。
 - ① 散布機種 of 散布基準に従って行うこと。
 - ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中に薬液の漏洩がないよう、事前に機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬剤の飛散によって他の動植物等に影響を与えないよう、散布区域の選定に注意するとともに、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- (13) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (14) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (15) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上